

国立研究開発法人防災科学技術研究所防災業務計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、指定公共機関としての国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）が、地震、噴火、豪雪、豪雨、暴風等の自然災害（以下「災害」という。）に対処するために必要な事項を定め、もって迅速かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。このうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画は第3章に、大震法第6条第1項の規定に基づく東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画は第4章に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は第5章に定める。

第2節 実施の基本方針

1. 研究所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、指定公共機関として次の事項に対応するものとする。
 - （1）地震調査研究推進本部「地震調査委員会」及び気象庁「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」への対応
 - （2）火山調査研究推進本部「火山調査委員会」への対応及び機動的な調査観測・解析グループの運用
 - （3）防災科学技術研究所「防災クロスビュー」の運用
 - （4）新総合防災情報システム（SOBO-WE B）及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）等を活用したISUT（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）への対応
2. この計画の実施にあたっては、文部科学省、その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努める。
3. この計画の具体的実施については、研究所の関係諸規定に定めるところによる。

第3節 計画の修正

この計画は、今後の科学技術の進展その他状況の変化に伴い、必要に応じて修正する。

第2章 防災業務体制

第1節 災害に関する調査・研究及び情報提供

1. 災害に関する観測、調査及び研究の推進

研究所は、関係機関等との緊密な連携を図りつつ、観測体制の充実を図るとともに、災害に関する調査、研究を推進する。

2. 関係機関等への観測、調査及び研究の成果の提供

研究所は、災害に関する観測、調査及び研究の成果が防災対策に役立てられるよう、関係機関等へ情報を提供する。

3. 平常時における情報提供

研究所は、前項の目的に加え地域防災力の向上等に資するため、平常時から災害に関する研究成果等を公開する。

第2節 災害に備えての業務体制の整備

1. 災害対策本部の設置

災害時において、当該災害の規模その他の状況により必要があると認めるときは、研究所に災害対策本部を設置する。

2. 観測施設等の整備及び維持

(1) 研究所は、災害に結びつく自然現象に関する必要な観測が適切に行われるよう、観測施設及び設備（以下「観測施設等」という。）の整備、配置及び維持管理に努める。

(2) 研究所は、災害時を含め、観測施設等の信頼性を確保するよう努める。

3. 情報処理・通信システム等の確保と充実

研究所は、災害に関する情報の収集、整理及び伝達に必要な情報処理・通信システムの整備・充実に努めるとともに、耐震性の強化等により、災害時においても当該システムの信頼性が確保されるよう努める。

4. 危機管理検討委員会の業務

研究所は、災害時における業務を円滑に遂行するため、危機管理検討委員会において次の事項の審議・検討を行う。

(1) 防災業務計画の作成及び修正

(2) 災害対策要領の作成及び修正

(3) その他所内の防災対策

第3節 災害時のための体制整備

1. 災害対策要領の整備

研究所は、災害時における業務の迅速かつ円滑な実施のため、次の事項を含む災害対策要領を定める。

(1) 研究所災害対策本部に関すること

(2) 指揮命令系統に関すること

(3) 政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）への対応に関すること

- (4) 災害に関する情報の収集、処理に関すること
- (5) 関係機関等に対する報告及び連絡に関すること
- (6) 非常参集要員が参集するまでの対応に関すること
- (7) 非常参集要員の参集及び対応に関すること
- (8) 役職員又はその家族、研究所の施設、観測施設等が被災し、通常業務の実施が困難となるような場合における対応に関すること
- (9) 防災上必要な教育に関すること
- (10) その他災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施を図るために必要な事項

2. 連絡体制の整備

研究所は、災害時において情報を正確かつ迅速に伝達するために連絡体制を整備しておく。

3. 二次災害の予防、復旧、復興のための支援

研究所は、被災地域における二次災害を防止するとともに、災害の復旧・復興を支援するための体制を、あらかじめ定めておく。

第4節 災害時における措置

理事長は、災害時において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、前節の災害対策要領に従い適切な措置を執る。

第5節 防災訓練の実施

防災業務計画の有効性を高めるため、防災訓練を実施する。

第3章 南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 防災対策の強化

南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策については、第2章に定められた災害全般に関する防災計画によるほか、本章の次節以下の定めによるものとし、対策の強化を図るものとする。

その他、当該地域の防災対策の強化に関して必要な事項は、災害対策要領等によるものとする。

第2節 観測体制の整備等

地震活動の観測体制を強化するため、観測施設等の整備に努めるとともに、観測及び調査・研究を実施する。

第3節 防災訓練の実施

南海トラフ地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第4節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達

「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の伝達は、災害対策要領等に定める伝達ルートによるものとする。ただし、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する「南海トラフ地震関連解説情報」は除く。

第5節 「南海トラフ地震臨時情報」等に基づく対応

1. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」に基づく対応

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発令されたときは、地震観測データの監視強化等の必要な対応を行うとともに、災害対策本部等を設置するなど必要な準備行動をとる。また、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図るものとする。

2. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に基づく対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発令されたときは、災害対策本部を設置するとともに、関係機関と更なる情報の共有、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講ずることに努めるものとする。

第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 防災対策の強化

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災対策については、第2章に定められた災害全般に関する防災計画によるほか、本章の次節以下の定めによるものとし、対策の強化を図るものとする。

その他、当該地域の防災対策の強化に関して必要な事項は、災害対策要領等によるものとする。

第2節 観測体制の整備等

地震活動の観測体制を強化するため、観測施設等の整備に努めるとともに、観測及び調査・研究を実施する。

第3節 防災訓練の実施

東海地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第4節 地震予知情報等の伝達

地震予知情報等及び警戒宣言の発令等に関する情報の伝達は、災害対策要領等に定める伝達ルートによるものとする。

第5節 地震予知情報等に基づく対応

1. 東海地震に関連する調査情報に基づく対応

東海地震に関連する調査情報が発令されたときは、地震観測データの監視強化等の必要な対応を行うものとする。

2. 東海地震注意情報に基づく対応

東海地震注意情報が発令されたときは、緊急監視本部等を設置するなど必要な準備行動をとるとともに、関係機関等と相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報

の共有を図るものとする。

3. 東海地震予知情報に基づく対応

東海地震予知情報が発令されたときは、地震災害警戒本部を設置するとともに、関係機関等と更なる情報の共有、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講ずることに努めるものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 防災対策の強化

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策については、第2章に定められた災害全般に関する防災計画によるほか、地震活動の観測体制を強化するため、観測施設等の整備に努めるとともに、観測及び調査・研究を実施する。

その他、当該地域の防災対策の強化に関して必要な事項は、災害対策要領等によるものとする。

第2節 防災訓練の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

附 則

この計画は平成19年1月18日から施行する。

附 則

この計画は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は平成26年8月28日から施行する。

附 則

この計画は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この計画は令和2年1月30日から施行する。

附 則

この計画は令和3年6月11日から施行する。

附 則

この計画は令和7年3月19日から施行する。